

緊急臨時総会説明資料 (P T A活動基盤変更に伴う規約の改正)



令和6年1月27日

令和5年度P T A

趣 意

本資料は、令和5年12月2日に開催された臨時総会において議決・改正された規約における「各クラスの保護者より2名以上の委員選出」に関して、学校運営が学年単位へ移行していくことに伴い、規約に規定されるP T A活動の基盤についても学年単位に変更し、併せて選出基盤も「各学年の保護者より4名以上選出」と改正することについて検討するもの。

目次

- 1 これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 現状と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 活動基盤の変更に伴うメリット／デメリット・・・・・・・・ 5
- 4 対応策と必要な処置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 今後の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7



1 これまでの経緯

日付	実施事項	概要
R5. 8. 10	在り方検討開始	検討過程において、委員選出をクラス単位か学年単位についても検討。この時点では、各クラスをカバーすることが適当との考えからクラス単位を選択
R5. 11. 4	第3回全体委員会	在り方検討について各委員会の合意の元、臨時総会の開催を要請
R5. 12. 2	臨時総会	選出人数変更（各クラス4名から2名）、活動内容の見直し等を議決
R6. 1. 5	学校との協議	今後の活動の方向性等について校長・副校長先生と会長・副会長で話し合いを実施した際、「少子化を背景とした急激な児童数減少が見られる現状であり、今後、六小においてもより良い児童の成長や質の高い授業を進めるうえで、児童を学年全体でみていくことが増えていくことが見込まれます。それに伴い、PTAにおいてもクラス単位ではなく学年単位での活動に移行することが適当と考えています。」という趣旨の調整があり、即日検討を開始
R6. 1. 12	学校と検討案調整	校長・副校長先生と検討案及び今後の日程について調整
R6. 2. 17	第4回全体委員会	全体委員会において議題について協議。合意した場合、緊急臨時総会招集
R6. 2. 19~23	(予定) 緊急臨時総会	(予定) 書面総会の形式で表決期間を設定し、緊急臨時総会を開催



2 現状と問題点

【現状】

- ① 学校活動においては、授業時間以外のクラス単位での活動はほぼ無く、PTAや六小サポーターが協力することがある校外活動等においては、学年単位での活動がメインとなっている。
- ② 六小における近年の各学年の編成の推移は、各学年2学級と比較的小規模であるうえ学年進級時のクラス替えを行っていることから、6年間在籍すると仮定した場合、学年内の交流が保たれている。
- ③ PTAが交流会を開催する際は、学年交流会で実施

【問題点】


- ① 現行規定に基づき、PTAの活動基盤をクラス保護者会においた場合、現状で示したとおり学校活動等においてクラス単位での活動がほぼ無い。
- ② PTA委員の選出において、クラス単位での活動による特段の必要性が認められないにも関わらず「各クラスの保護者より2名以上の委員」と限定した場合、仮に一方のクラスで希望者が3名以上いた場合に、折角の申し出にも関わらず選出を妨げかねない。



3 活動基盤の変更に伴うメリット／デメリット

前提 活動基盤をクラスから学年に、委員選出基盤及び人数（※）は、「クラスから2名」を「学年から4名」に改正

※：改正した場合も選出人数の比率に変更は無く、委員総数は24名

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動基盤について、学校の「より良い児童の成長や質の高い授業を進めるうえで、児童を学年全体でみていく」今後の方向性と呼応したPTA活動に整合できる。 ○ 委員選出基盤については、各クラス2名の制限が無くなることで、委員等を希望される方が複数名いた場合等の選出においては、より柔軟に対応できる。 ○ 委員の選出に関し、六小においては、進級時のクラス替えがあることから、選出基盤を各クラスにおいている現状では新年度のクラス替えが判明しないことには選出できない状況にあり、新年度の対応に苦慮している。選出基盤を学年に変更することにより、前年度中に選出が可能となり、PTA委員の任期についても年度と概ね合致させることが可能となる。 	<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>▲ 各学級にPTA委員が居ない可能性があり、状況によってはカバーできないことがある。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>前ページの【現状】①に記載したとおり、クラス単位での活動はほぼ無いことから、クラスに必ずしもPTA委員が居なくとも学年の委員で対応は可能であることが見積もられる。</p> </div>



活動基盤、選出基盤及び人数をクラスから学年に変更した場合、メリットに示す期待効果は将来的なPTA活動に寄与



4 対応策と必要な処置

【対応策】

学校からの調整に呼応した活動を行うため、また、規定と現状の整合を図るため、規約における活動基盤を「学年の保護者会」に変更するとともに、選出基盤及び人数を「各学年の保護者より4名以上」に変更し、現状に見合い、柔軟に対応できる体制とする。

【必要な処置】

P T A規約の以下の条文について改正を実施

◆ 活動基盤に係る記載変更

現 行 規 定	改 正 案
第4条 活動の基盤をクラス保護者会におき、各クラス、学年間の交流、調整を図りながら活動をすすめます。	第4条 活動の基盤を 学年 の保護者会におき、各クラス、学年間の交流、調整を図りながら活動をすすめます。

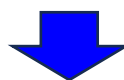
◆ 選出基盤及び人数の記載変更

現 行 規 定	改 正 案
第12条 各クラスの保護者より、2名以上の委員を選び、執行部および各専門委員を互選により選出します。	第12条 各学年 の保護者より、 4名 以上の委員を選び、執行部および各専門委員を互選により選出します。
第23条 全体委員会は、各クラス2名以上の委員で構成し、総会に次ぐ議決機関です。	第23条 全体委員会は、 各学年4名 以上の委員で構成し、総会に次ぐ議決機関です。



5 今後の予定

R6. 2. 17 (土)	全体委員会にて本資料を用いて内容について協議。合意した場合は緊急の臨時総会（書面）を招集
R6. 2. 18 (日)	各クラスボックスへ各世帯宛の「PTA緊急臨時総会（書面）開催に伴う表決のお願い」を配布
R6. 2. 19 (月)	「すぐーる」にて「PTA緊急臨時総会（書面）開催に伴う表決のお願い」及び「緊急臨時総会資料」を配信
R6. 2. 19~23	表決期間
R6. 2. 24 (土)	表決の集計・緊急臨時総会（書面）結果のお手紙を各クラスボックスへ配布
R6. 2. 25 (日)	緊急臨時総会（書面）結果の「すぐーる」配信依頼、規約改正



事後、改正した規約に基づき新年度委員の募集を行うとともに、R6年度からの学年単位の活動へ移行